

広島経済大学経済研究論集
第41巻第4号 2019年3月
<http://dx.doi.org/10.18996/keizai2019410402>

中国商業銀行の不良債権問題と信用リスク管理*

馮 萌芸**・西脇 廣治***

目 次

1. はじめに
2. 中国商業銀行の不良債権とその処理
3. 中国商業銀行における信用リスク管理の現状
4. 日本の銀行業における信用リスク管理
5. 日本と中国の個別銀行の信用リスク管理の具体例
6. おわりに

1. はじめに

1990年代、中国では計画経済から市場経済への移行に際し金融機関に巨大な不良債権が発生した。そして、中国政府はその処理のために資産管理会社を設立し、巨額の不良債権処理に取り組んだ。しかしながら、2008年のリーマンショック後に大規模な景気対策が実施され、その後の景気後退によって再び新たな不良債権問題が発生することとなった。

近年、中国では長期間にわたり、政府が国有商業銀行を通じて工業化に欠かせない産業に集中的に資金を投入してきた。不良債権問題の背景として、借り手企業が過大な設備投資を行ったこと、および低金利で資金を調達して高利回りが期待できる委託融資などで財テクを拡大したことなどが挙げられる。一方で、貸し手の金融機関が十分な審査機能を果たさず、過剰な融資を実行してきたことも大きな要因であった¹⁾。

2015年末に開催された中央経済工作会議では、

過剰生産能力の淘汰、住宅在庫の処理、過剰債務の処理、企業のコスト引き下げ、有効供給の拡大からなる「三去一降一補」²⁾の方針を掲げ、製造業や不動産業の分野での過剰投資の解消を優先課題とし、2016年には鉄鋼業などの生産能力淘汰目標も設定した。また2017年には、上で述べた不良企業の整理や企業のデレバレッジを重点経済政策に盛り込んだ³⁾。しかし、これらの問題の処理に伴い、不良債権増加の可能性が高まり、銀行経営にも悪影響を及ぼしている。

一般的に言うと、銀行は信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、システミック・リスクなどの様々なリスクに直面している。なかでも不良債権の増加による信用リスクの増大が銀行に与える影響は大きいと考えられ、信用リスク管理は銀行経営において最重要課題と言える。

本論文では、次の2でまず中国商業銀行の不良債権問題とその処理方法について考察し、次に3では、不良債権処理の前提となる中国商業銀行の信用リスク管理の現状について明らかにする。さらに4では、日本の銀行業の信用リスク管理の進展について説明し、5では、日本の銀行の信用リスク管理と対比しながら中国の銀行が今後どのように信用リスク管理をすべきかについて考察する。

2. 中国商業銀行の不良債権とその処理

ここでは、まず中国商業銀行の不良債権の推移について概観し、次に日本のバブル期の不良債権問題と比較する⁴⁾。そして中国商業銀行の不良債権の処理方法とこの問題を改善するため

* 本稿は2017年度生活経済学会中四国部会での報告に基づいたものである。

** 広島経済大学大学院経済学研究科博士後期課程在籍

*** 広島経済大学大学院経済学研究科教授

の手段として信用リスク管理の必要性を示す。

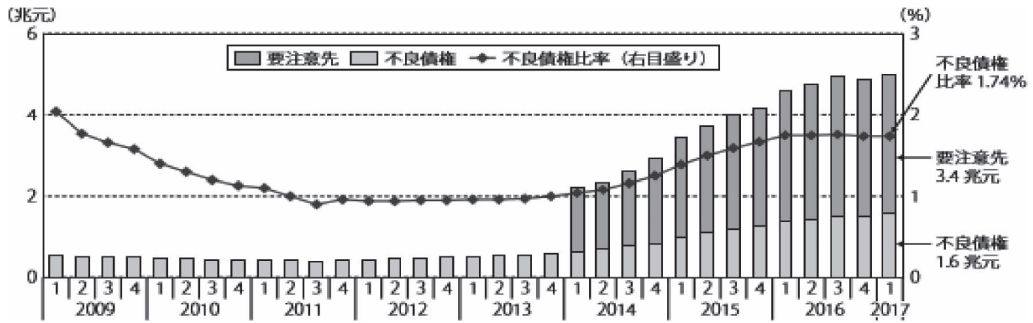
2.1 中国商業銀行の不良債権の推移

2008年のリーマンショックの影響により中国の経済は減速した。その際、中国政府は4兆元の景気政策を実行し、銀行の貸出総額も増加した。その結果、2009年から2013年まで不良債権比率は減少傾向にあったが、2014年から過剰投資による不良債権問題が再び顕在化してきた。中国の銀行監督当局の公表によれば、商業銀行が抱える不良債権総額は2017年3月末で約1.5兆元に達し、貸出総額に占める不良債権比率2014年末から2016年末にかけて、年を追うごとに1.25%、1.67%、1.74%へと上昇してきた(図2-1 参照)。

このような不良債権に加え、不良債権には分

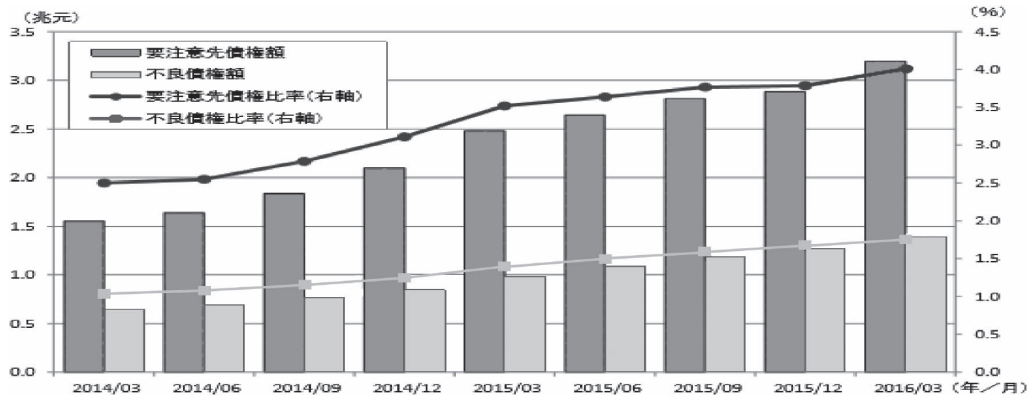
類されないものの返済に不安があるとされる「関注」債権を合わせた額は5兆元に上り、中国では潜在的な不良債権問題が顕在化することが懸念される⁵⁾。中国人民銀行が定める不良債権の定義と日本のそれを比較してみると、中国では貸出を5分類(正常、関注、次級、可疑、損失)に分け、後の3分類を不良債権としているが、2番目の関注(日本の要注意先に相当)も不良債権となる可能性のある債権であり、日本では3ヶ月以上延滞債権は不良債権に分類されている⁶⁾。こうした点を踏まえると、中国の場合は要注意先に分類される債権及び3ヶ月以上返済が延滞している債権からなる潜在的な不良債権を抱えていると言える。

図2-2は2014年3月から2016年3月までの四半期データによる要注意先債権と不良債権の



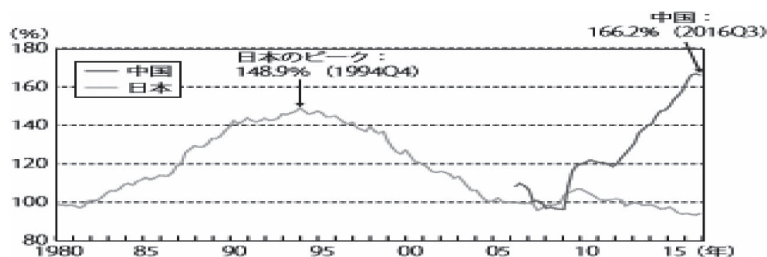
(出所) 経済産業省 (2017) p. 87, 図表 I-3-2-2-2。

図 2-1 中国商業銀行の不良債権の推移 (2009-2017)



(出所) 中田理恵 (2016) p. 4, 図表 4。

図 2-2 要注意先債権と不良債権の額及び貸出額に占める比率



(出所) 経済産業省 (2017) p. 86, 図表 I-3-2-2-1。

図 2-3 日本と中国の非金融企業債務対 GDP 比

額及び貸出額に占める比率を示したものである。2016年3月末時点では要注意先債権は3.2兆元あり、その比率は4.01%となっている。なお、不良債権比率は過去2年間で0.71%ポイント上昇した一方で、要注意先債権比率は1.51%ポイント上昇している。

2.2 バブル期の日本の不良債権問題との比較

バブル期の日本では銀行貸出に巨額な不良債権が顕在化した。その背景には、銀行貸出が一部の産業に集中し、事後的にみれば不採算化した過剰投資の存在があった。そうした不良債権は業種的には建設業、不動産業、卸小売業に集中し、特に不動産開発関連の投資が多く、地価の下落によってそれらの投資が不採算化することとなった。

具体的には、1980年代前半から、非金融企業債務の対 GDP 比と、固定資本形成の対 GDP 比のギャップが急速に拡大した。日本では金融自由化の流れを受けて、大企業はエクイティ・ファイナンスによって資本市場から巨額の資金を調達し、そのかなりの部分を財テクに投じていた。その結果、実物投資は相対的に伸び悩む一方、企業債務が急拡大した⁷⁾。これにより、大企業の資金繰りは厳しくなり、銀行は不良債権処理のために貸倒引当金を積まざるを得ず、銀行の経営環境は悪化することになった。

中国の非金融企業債務の対 GDP 比は、すでにバブル期の日本を上回っている。日本では

1980年代に入り、非金融企業の債務残高の対 GDP 比が急上昇し、1994年末には148.9%に達した⁸⁾。中国の場合、2016年末の同比率は166.2%であった。これはバブル期の日本とよく似た様相となっている (図 2-3 参照)。企業が調達した資金は大きく分けると実物投資と金融資産投資で運用されており、債務が急拡大するなか、実物投資は伸び悩んでいる。実際、非金融企業債務の対 GDP 比は上昇トレンドにある一方、建設投資や機械設備投資を含む固定資本形成の対 GDP 比は横ばいで推移していることから、企業が調達した資金の一部が、いわゆる“財テク”に投じられたと考えられる。

2.3 中国商業銀行の不良債権の処理方法

中国商業銀行における不良債権の代表的な処理方法には、以下の3つがある。

2.3.1 不良債権の会計上の処理

不良債権の会計上の処理方法には、「間接償却」と「直接償却」の2種類がある⁹⁾。一般に銀行は債務者の信用力に信用補完を勘案して債権の回収可能性を査定し、回収不能見込み額相当の貸倒引当金を計上する。不良債権に対応する貸倒引当金を繰り入れればその相当額の損失が発生し、当該債権の実質的な評価額は削減されるが、銀行のバランスシート上の債権額には変化はない。これを「間接償却」という。この場合には不良債権額はその時点では減少しない。これに対して、最終的に銀行のバランスシート

上で当該債権を資産として計上することをやめることを「直接償却」といい、処理された時点で銀行の自己資本額が減少することになる。

2.3.2 不良債権の証券化

不良債権の証券化（Asset Backed Security：以下、ABS）とは不良債権を処理するために資産証券化の仕組みを利用することを言う。この時、発行者は保有する資産を担保に証券を発行することにより、不良債権をオフバランス化することができる。ただし、問題は証券化の市場が小規模であり、主な投資家が銀行であるという点である。2015年末時点の銀行間市場における正常債権を担保としたABS投資家別保有額では、商業銀行の保有率が57%であった。したがって、銀行のリスクを減少させるためには証券の売却先を銀行以外の投資家にすることが望ましい。また証券の価格付けをいかにして実現するかなどの課題もある¹⁰⁾。

2.3.3 不良債権の株式化

不良債権の株式化（Debt Equity Swap：以下、DES）とは企業の負債と株式を交換することである。これにより、銀行等の債権者は企業の株主となり、配当や株価の上昇によるキャピタルゲインによる資金の回収を目指す。ただし、DESは不良企業に対する延命措置となる恐れがある。また銀行が間接的または直接的に株式を保有する場合には、債務不履行による損失発生リスクが解消する一方で、株式を保有することによるリスクを負担することになる。つまりDESにより取得した株式の処理方法が不明確な点である。銀行がDESを行う場合は、債権を放棄した損失を株式からの配当または株式の売却益で補う必要がある。中国では、銀行の株式保有は現状では禁止されており、預金者もこれを前提として資金を預けていることからすると、銀行の株式保有期間は限定した方が望ましいと考えられる¹¹⁾。

以上の中国の不良債権問題からみると、中国

の金融システムが抱える潜在的な不良債権の規模は大きく、これにより金融システムを不安定化させるリスクが高まる恐れがあると言える。また、先に述べた不良債権の処理方法には多くの課題があり、これらの方法では根本的な解決とはならない。

2.4 不良債権問題と銀行の信用リスク管理

2016年10月末に開催された中国共産党中央政治局会議で、習近平国家主席が金融政策に関して「資産バブルの抑制と経済・金融リスクの防止に特に力を入れる」と述べ、金融リスクに対する懸念を強めたことが明らかにされた。さらに2017年3月に開催された全国人民代表大会で「金融リスクの防止」がその年の重点施策に盛り込まれた¹²⁾。三浦（2017）によると、社会融資総額残高の中で大半を占める銀行貸出、債券、信託について、2015年末時点での業種別および所有形態別の残高をみると、製造業や不動産業など向けの資金が大きなシェアを占めて、不良債権比率も全業種の平均より高かった。すなわち、信用リスクの高いセクターへの資金供給が集中していると推測できる。そして中国の経済構造改革が進むと不良債権問題がもっと深刻になる可能性もあり、中国商業銀行において不良債権の増加に伴い信用リスク管理にこれまで以上に注意を払うべきであると考えられる。

一般的な定義によれば、信用リスクとは、取引先が倒産などにより債務の履行ができなくなることから被るリスクのことを指す¹³⁾。そしてそのような信用リスクを回避するためには、まず取引相手の信用状況を十分調査した上で取引に入ることが重要であり、さらに取引相手の信用状況に応じて、資金の貸付であれば金利水準や担保の条件などの取引条件を決定することが重要である。

このことを踏まえて、以下の3および4において、中国と日本の銀行業における信用リスク

管理の現状について検討することにする。

3. 中国商業銀行における信用リスク管理の現状

ここでは、中国商業銀行における信用リスク管理のこれまでの経緯、格付問題、信用リスク管理のプロセスなどについて検討する。

3.1 金融制度改革と中国商業銀行の信用リスク管理の経緯

中国商業銀行の信用リスク管理は、金融制度改革のもと、以下のように進展している¹⁴⁾。1986年1月7日、国務院は《中華人民共和国銀行管理暫定条例》を發表し、それによって、中国商業銀行の管理体系の基礎を構築した。1995年3月18日に《中華人民共和国中華人民銀行法》を發表し、中国人民銀行の地位を確立した。また、国務院は商業銀行の行動を規制し、金融秩序の安定性を維持するために、1995年7月1日に《中華人民共和国商業銀行法》を実行した。さらに、2003年12月27日に《中華人民共和国銀行業監督管理方法》を通過させ、これより分業監督制度を実行し、銀监会、証监会と保监会が銀行、証券、保険の視点からすべての金融機関を管理と監督した。

また、中国では、1988年《金融保險企業財務制度》を發表し、貸出の質の4級分類を提出して、その中の3類は不良債権である。1993年に《金融体制改革の決定について》を發表し、それによって、国家専用銀行が国有商業銀行に転換しはじめた。改正後の《金融保險企業財務制度》の中で銀行に新しい自己資本規制を導入された。また1998年中国人民銀行は貸付5級分類管理を試行した。2001年には「貸付5級分類管理を全面的に推進することに関する通達」を發表し、「貸出リスク分類指導原則」に基づき、2002年1月からすべての銀行に適用された。2004年にはバーゼルⅡによるBIS規制が公表

され、2006年から国際統一基準として実施された。2007年に銀行監督委員会は《中国銀行業実施新資本協議指導意見》の中で、中国の一部銀行が2010年から新資本協議を実施し、内部格付法を使用し始めたことを明らかにした。2009年には、中国は金融安定委員会とBIS規制委員会の会員となり、2011年5月3日に銀行監督委員会はバーゼルⅢ自己資本比率規制に応じて《中国銀行業実施新監督標準指導意見》を發表した。これにより、中国の商業銀行では資本構成、資産の質、資本充足率などに対する監督がより厳格になった。

3.2 中国商業銀行の信用リスクの評価

3.2.1 信用評価機構による信用評価プロセス

中国人民銀行は2006年に「中国人民銀行信用評級管理指導意見」を發表した。これにより具体的には、以下の①～⑥のような信用評価機構（信用格付機構）の評価プロセスについて指導を行った。

- ①評価対象は信用評価機構と契約して、評価費用を支払う。
- ②評価対象は契約書に基づいて、信用評価機構に事実に基づいた完全な資料と財務諸表を提供する。
- ③信用評価機構はその資料と財務諸表を審査して、その経営状況を実地で調査する。
- ④信用評価機構は資料と実地調査を分析して、信用評価報告書を出す。
- ⑤信用評価機構は内部信用評級委員会を行って、格付を出す。
- ⑥評価対象はその結果に対して何か疑問があったら、その時点でもう一回審査を申請できる。

3.2.2 中国商業銀行の信用リスクの評価

中国商業銀行では、定量分析と定性分析の2つの分析により信用リスクを評価している。定量分析は取引先の総資産増加率、総債務率、売

上金額、純利益などのデータに基づき、定量モデルを用いて取引先の信用リスクを評価するというものである。定性分析は情報収集部門から定量化できない情報を集めて、信用リスクの状況を分析していくことである。これについては、改めて個別銀行の信用リスクの評価についての項目5.2.2で取り上げる。

3.2.3 中国商業銀行の信用リスクの計測手法

中国商業銀行における信用リスクの計測手法の先進的なアプローチとして、例えば、KMVモデル、CPV (Credit Portfolio View) モデル、Credit Risk+ モデル、RAROC (Risk Adjusted Return on Capital) モデルなどがある。RAROCはリスク調整後の資本収益率のことである。これは配分された資本に対する収益力を示し、資本効率を評価するのに用いられる代表的な指標であり、統計的に予想されるリスクを調整したリスク修正後収益を、リスク資本で除して算出される¹⁵⁾。

3.3 中国商業銀行の信用リスク管理のプロセス

中国商業銀行における信用リスク管理のプロセスについては、以下の表 3-1 の①～④で説明する。

①貸出先の調査

貸出先の調査は貸出先の背景状況、業界状況、経営状況、財務状況、貸出の原因、担保などについて調査する。

②貸出先調査による審査

貸出先の審査は、以下 i)～x) のように審査する。i) 資料が完全であるかを確認する。ii) 貸出先の基本状況が申請条件に合致するかどうかを判断する。iii) 貸出先の財務状況の真実性と将来の返済能力を確認する。iv) 貸出先が国家政策と一致しているかを判断する。v) 貸出先がその銀行の貸出政策と一致しているかを判断する。vi) 貸出

表 3-1 中国商業銀行の信用リスク管理のプロセス

①貸出先の調査	申請人の財務、返済能力などの状況を調査する。
②貸出先調査による審査	この貸出の合法性、安全性と収益性を評価して審査結果を出す。
③貸出先の決定	②の審査結果に基づいて、貸出先を決定する。
④貸出後の管理と監督	貸出後のモニタリングなどを管理する。

(出所) 魏国雄 (2007) p. 145より著者作成。

先の経営状況によって評価する。vii) 貸出先の借入状況を審査する。viii) 銀行は貸出先の投資対象の市場状態から市場リスクを判断する。ix) 貸出先の返済能力について判断する。x) 担保の状況によって貸出先の与信を判断する。

③貸出先の決定

貸出先の決定については、貸出審査体制からみると、専門家審査制と行政審査制の2つがある。また貸出審査の管理からみると、垂直管理と水平管理の2つがある。そして貸出審査の主体からみると、グループ決定制と個人決定制の2つがある。

④貸出後の管理と監督

貸出後の管理と監督については、貸出後の検査、リスク分類、リスクの発生と処理、返済期間の通知、貸出先の与信状況のデータ管理などを行っている。

4. 日本の銀行業における信用リスク管理

ここでは、まず、金融制度改革の中で日本の銀行業における信用リスク管理のこれまでの経緯を整理した上で、格付と信用リスク管理のプロセスについて説明する。

4.1 金融制度改革と日本の銀行業の信用リスク管理

金融制度改革の下に日本の銀行業の信用リス

ク管理は、以下のように進展している。1971年に預金保険機構が創設され、1986年に預金保険法改正法が成立した。改正預金保険法は経営危機に陥った金融機関に対して預金保険基金から資金援助を行う資金援助制度の枠組みである。1988年12月に当時の大蔵省通達による行政指導のかたちでバーゼル合意の内容を国内制度化した後、1992年6月に成立した金融制度改革法に基づいて、銀行法に自己資本比率規制に関する条文が加えられ、1993年4月から正式に施行された。1998年2月16日には改正預金保険法と金融機能安定化緊急措置法が成立した。そして、1998年4月には早期是正措置が整備された¹⁶⁾。1998年10月の金融機能再生緊急措置法では、銀行の貸出債権を正常債権、要管理債権、危険債権、破綻更生債権に区分した。また銀行の自己査定制度及び金融再生法により債務者および貸出債権のリスクに応じた区分が行われた¹⁷⁾。さらに2004年のバーゼルⅡにより、信用リスクに関する内部格付手法が導入された¹⁸⁾。

4.2 日本の銀行業の信用リスク管理と規制・監督

4.2.1 日本の銀行業の信用リスク管理と金融検査

バブル崩壊に伴う不良債権の増大により銀行業の経営が悪化したことを受け、1998年に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は、不良債権の積極的な処理を促進するため銀行監督の強化などを盛り込んだ「金融再生トータルプラン」を取りまとめた。これを受けて金融監督庁が設置され、その傘下の「金融検査マニュアル検討会」でマニュアル案が取りまとめられた。その後、パブリックコメントを経て、1999年7月、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」が制定され¹⁹⁾、1999年からの金融検査には信用リスク管理態勢の確認検査用チェック

リストが発表され、経営陣、管理者、個別問題による信用リスク管理態勢について指導している²⁰⁾。

4.2.2 日本の銀行業の信用リスク管理と格付

信用リスク管理における格付には、債務者格付と案件格付の2つの仕組みがある。債務者格付とは、貸出先ごとにその信用状態を評価してデフォルトの可能性の大きさによって貸出先に序列をつけ、序列の近いもの同士をグループ分けする仕組みのことを指す。案件格付は、ある貸出あるいは広く債権全般について、貸出先が万が一デフォルトした場合に、その貸出条件や担保・保証の状況に鑑みて銀行が被る損失額の大きさを評価し、当初の貸出残高に対する損失割合の見込みによって貸出をグループ分けする格付のことを指す。これについて詳しくは、5.1.2で取り上げる。

4.3 日本の銀行業における信用リスクの計測手法

4.3.1 伝統的なアプローチ

信用リスク計測手法の伝統的なアプローチとして、次の3つに分類できる。

①エキスパート（専門家による判断）・システム、②格付システム、③信用スコアリング（評点）・システムの3つである。①のエキスパート・システムにおいては、与信判断は特定の地域あるいは各支店の融資担当者に委ねられている。②の格付システムでは既存ローン・ポートフォリオを4つの低格付と1つの高格付の合計5つに分類している。③の信用スコアリング・システムは返済に対するデフォルト確率を決定するうえで重要なファクターをまず探し出し、それらを組み合わせ、あるいは加重平均して定量的なスコアにするものである。

4.3.2 先進的なアプローチ

先進的なアプローチとして、格付データを用いるアプローチ、財務データを用いるアプロー

チ、判別分析、回帰分析、Cox の比例などがある。例えば、格付データを用いるアプローチとは将来のデフォルト率および格付遷移確率を、格付データに用いて推定する手法であり、行内格付データまたは外部格付会社の公表する格付データ（デフォルト・データ）を様々な角度から統計分析するものである。また、財務データを用いるアプローチでは、公表されている財務データを利用して個別企業の倒産確率を予測しようというものである。技術的には、判別分析、線形回帰分析、非線形回帰分析、ハザードモデルといった手法を用いて倒産確率を算出する。

4.4 日本の銀行業における信用リスク管理のプロセス

日本の銀行業における信用リスク管理のプロセスは、一般的には以下の表 4-1 のようなプロセスで行われている。なお、個別銀行の信用リスク管理については、5.1で取り上げる。

- ①のクレジットポリシー策定とは、金融機関として信用リスクをいかに管理していくのかの基本方針を定めることである。
- ②の貸出審査とは、クレジットポリシーに沿って個別の貸出の可否を判断し、貸出するとなった場合の金利などの条件を決定するステップのことである。
- ③の事後管理とは、貸出先の業績などをフォローして、貸出債権の健全性を管理する貸

表 4-1 日本の銀行業における信用リスク管理のプロセス

①クレジットポリシー策定	貸出の可否、条件などの基準を決定
②貸出審査	クレジットポリシーに沿って個別案件を審査
③事後管理	貸出先の業績をモニターして貸出債権回収の確実性をチェック
④事故処理	貸出債権の回収に問題が発生した場合の処理

(出所) 可見 (2006) p. 23, 図表2-3-2。

出の事後管理のステップである。貸出審査時点においての可否および金利などを決定した全体となる条件が貸出実行後変化していないか、さらにはクレジットポリシーに照らして貸出の決定自体に問題はなかったかを点検する。

- ④の事故処理とは、貸出先の業績悪化などから、貸出債権の健全性に問題が生じる恐れがあるとか、実際に健全性が損なわれた時の処理を行う貸出の事故処理のステップのことである。

5. 日本と中国の個別銀行の信用リスク管理の具体例

4では中国と日本の銀行業における信用リスク管理について概説した。ところで、具体的に個別銀行では、どのように信用リスクを管理しているのだろうか。ここでは、日本の3大メガバンクの1つである三菱UFJ銀行²¹⁾と中国の4大商業銀行の1つである中国建設銀行²²⁾を事例として、具体的な信用リスク管理のプロセスについてみてみよう。

5.1 三菱UFJ銀行の信用リスク管理の事例

三菱UFJ銀行(MUFG)は、資産の健全性、および信用リスク量を適正な水準にコントロールし、リスクに見合った収益を確保するための管理体制を整備している。MUFGでは、主要なグループ銀行共通の信用格付を資産自己査定、プライシング、信用リスクの計量化、所要自己資本の計算、ポートフォリオ管理に活用している。またグループのポートフォリオ状況や景気動向等の環境変化に機動的に対応し、リスク・リターンの向上を図るため、クレジットポートフォリオマネジメント(Credit Portfolio Management)の高度化に取り組んでいる。

5.1.1 信用リスク管理体制

MUFGでは資産の健全性を維持・向上させるため、グループ会社の与信ポートフォリオを

定期的にモニタリングし状況を把握するとともに、主要なグループ銀行共通の信用格付制度、資産自己査定制度により、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めている（図 5-1 参照）。

MUFG の信用リスク管理体制の基本的な枠組みは、グループ各社の業態が銀行業以外の証券、コンシューマーファイナンス、リース等多岐にわたるので、グループ各社がそれぞれのリスク特性に応じて連結・グローバルベースで信用リスク管理体制を整備するとともに、持株会社はグループ横断的な観点からグループ全体の信用リスクを管理するというものである。持株会社では定期的に委員会を開催し、グループ会社の信用リスク管理のモニタリングを行い必要に応じて指導・助言を行っている。主要なグループ会社では個別案件の審査・与信管理にあたり審査管理部署と営業推進部署を分離し、相互に牽制が働く体制をとっている。また経営陣による投融資委員会・与信委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している。以上の相互牽制機能や経営陣による審議に加え、与信監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理体制を構築している。

5.1.2 内部格付制度

持株会社ならびに主要なグループ銀行である

三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ 信託銀行では、信用リスクを評価するための統一的な基準として、以下のようなグループ共通の信用格付制度を導入している。

「債務者格付」「案件格付」「ストラクチャー・ファイナンス格付、資産流動化格付」の3つを「信用格付」と定義し、同一の取引先、同じリスクを有する取引先等に対しては原則同一の信用格付を付与することとしている（表 5-1 参照）。

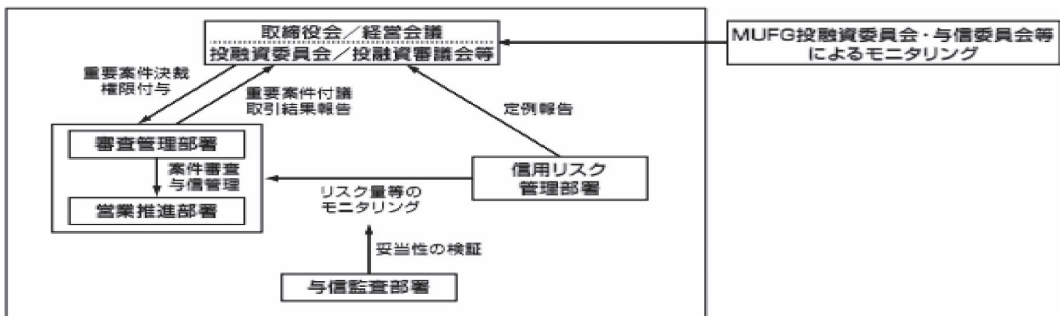
①債務者格付

債務者格付は、取引先の今後3～5年間に於ける債務償還能力を15段階で評価し分類するものと定義している（表 5-2 参照）。

表 5-1 内部格付制度の種類とその概要

種類	概要
①債務者格付	今後3～5年の債務償還能力を15段階で評価し分類
②案件格付	個々の案件の特性（保証・担保等）を考慮したうえで、案件ごとのデフォルト時における損失の程度に応じて評価し分類
③ストラクチャー・ファイナンス格付、資産流動化格付	個々の案件の特性（保証・担保、期間、ストラクチャー等）を考慮したうえで、案件ごとの元利払いの確度を評価し分類

（出所）三菱東京 UFJ 銀行「ディスクロージャー誌 2012」。



（出所）三菱東京 UFJ 銀行「ディスクロージャー誌 2017」。

図 5-1 主要なグループ会社の管理体制

表 5-2 債務者格付付与フロー

債務者格付付与フロー	概要
財務定量評価	-取引先の財務諸表をもとに、企業規模や業種等に対応した財務定量モデルを使用して、一次評価を実施する
一次評価	
諸リスクの調整 (実態B/Sの検証含む)	-「業種リスク」・「経営リスク」・「法務リスク」等を考慮のうえ、必要に応じて、一次評価の調整(原則下方調整)を実施する
二次評価	
企業グループ評価	-親会社との緊密度や業務戦略上の位置付け等を考慮のうえ、必要に応じて二次評価の調整を実施する
三次評価	
外部指標による検証	-三次評価が外部指標(外部格付)と大きく乖離している場合は、必要に応じて三次評価の調整を行い、最終評価(=債務者格付)を決定する
最終評価(=債務者格付)	

(出所) 三菱東京 UFJ 銀行「ディスクロージャー誌 2012」。

表 5-3 案件の採り上げ・モニタリング

①	入口基準	-採り上げ目標の設定
		-プライシング運営
		-コンプライアンスチェック
②	期中モニタリング	-早期警戒(Early Warning)制度の導入
		-グループ与信管理委員会等での大口個社・業種・カントリーリスクの審議
		-要注意先以下先のアクションプラン策定
③	出口(Exit)	-再生支援
		-CDSヘッジ
		-与信回収・債権売却

(出所) 三菱東京 UFJ 銀行「ディスクロージャー誌 2012」。

②案件格付

案件格付は、個々の案件の特性(保証・担保等)を考慮したうえで、案件ごとのデフォルト時における損失の程度に応じて評価し分類するものである(表 5-3 参照)。

③ストラクチャード・ファイナンス格付、資産流動化格付

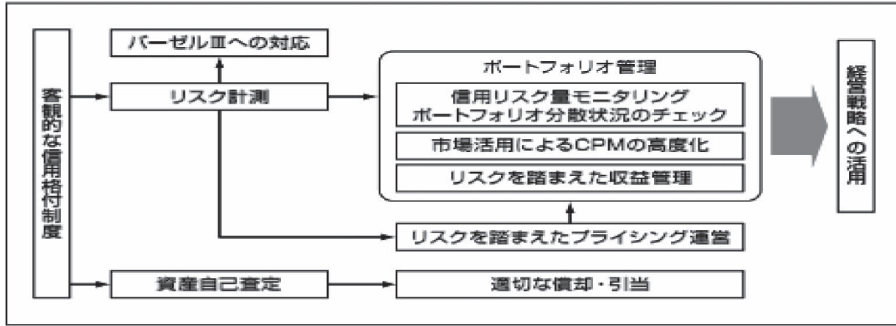
ストラクチャード・ファイナンス格付および資産流動化格付は、保証・担保、期間、ストラクチャー等の個々の案件の特性を考慮したうえで、案件ごとの元利払いの確度を評価し分類するものである。

5.1.3 ポートフォリオ管理とその高度化

MUFG は信用格付に基づき、予想損失などを考慮したプライシング運営を推進することにより、信用リスクに見合った収益の確保と維持

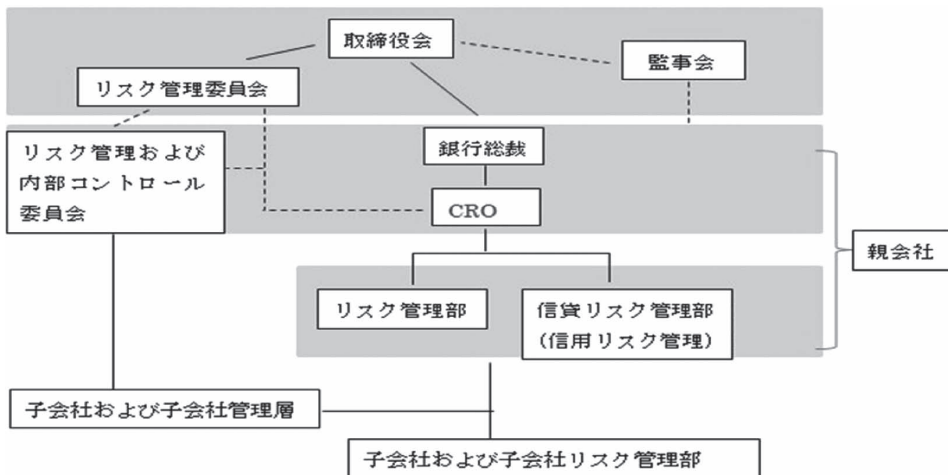
に取り組んでいる(図 5-2 参照)。

MUFG では信用格付別・業種別・地域別などの区分ごとに与信金額や信用リスク量を把握・モニタリングしている。特定の貸出先への与信集中リスクを制御するために大口与信先グループに対する与信のガイドラインを設定し、適切な管理を行っている。またカントリーリスクについては、国別にリミットを設定して管理し定期的に見直しを行うほか、当該国の信用状態に大きな変動があった場合も見直しを行う。また従来型のポートフォリオ管理に加え、証券化商品やクレジットデリバティブ等の市場の発達を踏まえ、市場活用型のクレジットポートフォリオマネジメント(CPM)の高度化にも取り組んでいる。



(出所) 三菱東京 UFJ 銀行「ディスクロージャー誌2017」。

図 5-2 ポートフォリオ管理の枠組み



(注) “—” は第1 報告ルート, “- - -” は第2 報告ルート。この図では信用リスク管理の部分だけ取り上げている。その他リスク管理については, 下掲書 p. 12を参照。

(出所) 中国建設銀行 (2017) より著者作成。

図 5-3 中国建設銀行の信用リスク管理体制

5.2 中国建設銀行の信用リスク管理の事例

5.2.1 信用リスク管理体制

中国建設銀行 (CCB) のリスク管理の体制は, 基本的には取締役会が全体の信用リスクを把握するというものである。取締役会の下にリスク管理委員会を設定し定期的に委員会を開催し, グループ会社の信用リスク管理のモニタリングを行うとともに必要に応じて指導・助言を行っている。監事会は全体的に審査・推進状況を監督している。経営上層部にあるリスク管理・内部コントロール委員会, および銀行総裁は信用リスク管理・運営における重要事項の決定を

行っている。CRO はリスク総合管理の担当者であり, 主に銀行総裁のリスク管理面で協力している²³⁾。経営層にあるリスク管理部と信貸リスク管理部は子会社からリスク管理情報を集めて, リスク管理・運営における重要事項を審議する (図 5-3 参照)。

5.2.2 内部格付制度

中国建設銀行の内部格付²⁴⁾ は主に債務者の返済能力, 経営能力, 貸出履歴, 信用評級などの要素に応じて評価し分類する。具体的には取引者の今後 3~5 年の返済能力によって16段階で評価し分類する。その中, AAA 級は正常段

階であり、AA+、AA、AA-は優秀段階で、A+、A、A-は良好段階である。またBBB+、BBB、BBB-は較好（割に良い）段階であり、BBは普通段階である。Bは可接受（受け入れられる）段階である。CCCは關注段階であり、CCは警戒段階、Cは判断性返済不能段階で、Dは損失段階である。

5.2.3 中国建設銀行の信用リスク管理のプロセス

中国建設銀行は信用リスク管理を、(1)貸出前の信用リスク管理、(2)貸出中の信用リスク管理、(3)貸出後の信用リスク管理、(4)信用リスクの集中管理の4つのステップによって実施している。

(1) 貸出前の信用リスク管理

① 貸出先の経営環境

企業の経営は様々な環境要素から影響を受けている。例えば、政治、経済、社会、技術などのマクロ環境と、仕入れ先、顧客、競争相手、地方政府、取引先などのミクロ環境がある。主な環境分析として、以下のものが挙げられる。

イ. 政策環境分析

政策環境分析は産業政策、財政政策、公共サービス政策の3つの政策から分析する。貸出先の与信を判断する際に、国からの産業政策などを考えなければならない。特に地域の産業政策には注意が払われる。この地域産業政策は国の産業政策を基づいて地域の経済状況に合わせて実施する政策である。そして財政政策については、政府が企業の発展を促進するために実施する政策を優先する必要がある。また公共サービス政策としては、その完全性、内容、効率に注目し、与信先の政策環境の全体像を捉えることが必要である。

ロ. 融資環境分析

融資環境分析は地域の信用環境と融資ルー

トが重要である。特に良い信用環境は企業の発展に大きな影響を及ぼすことになる。

ハ. 資源環境分析

地域資源環境では自然資源と社会経済資源の2つに分けて分析している。

② 貸出先のグループ化

銀行は貸出先の規模、ライフサイクル、業種から貸出先をグループ化している。それより貸出先の与信状況を判断している。企業のライフサイクルには初期、成長期、成熟期、衰退期という4つの段階がある。銀行は貸出先がどの段階であるかそれに合わせて与信を判断する。

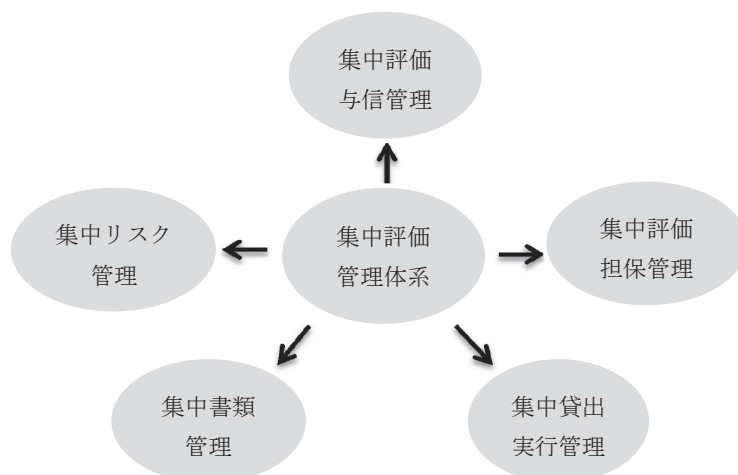
(2) 貸出中の信用リスク管理

貸出中の信用リスク管理では、2つのシステムを使用している。1つは、対公信貸業務プロセス管理システム（Commercial Lending Process Management：以下、CLPM）である。CLPMシステムは貸出管理の基礎操作とデータの共有を行っている。もう1つは、操作型顧客関係管理システム（Operational CRM：以下、OCRM）である。OCRMシステムは貸出先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する。

また、CLPMは具体的にプロセス管理と情報管理を分けることができる。プロセス管理は貸出先の与信の申込みから全体の与信の流れまでを管理している。情報管理は基礎データ管理の下に重要な貸出先情報と業務関連情報を整理している。銀行は審査時間を短縮するために、CLPMの中で統合的な審査をする際に評価審査の申請、貸出額審査の申請、業務審査の申請を一括して提出する。

(3) 貸出後の信用リスク管理

貸出後の管理では、統合的なソフトウェアを使って貸出先の信用リスクを把握してい



(出所) 中国建設銀行 (2013) より著者作成。

図 5-4 中国建設銀行の信用リスクの集中管理

る。例えば、財務計算システム、貸出管理システム、個人情報管理システムなどがある。ここでは、企業の早期的にリスク注意報告システムを使用している。具体的には、貸出先の財務状況、経営状況、リスク状況、企業管理の4つ指標から報告している。また、貸出後の監督と管理は、2つのアプローチによって信用リスクの状況进行评估している。1つは、信用評級を使って貸出を申請する貸出先に向けた「信用評級方式」である。もう1つは、評価カードを使って貸出を申請する貸出先に向けた「信用評価カード方式」である。

信用評級方式は「実地調査を基に非実地調査を参考する」という基準を使用している。実地調査では、貸出の期間中に貸出先を訪問したり、重要なリスクを検査したり、資産の質の分類および年度評価などを行っている。また非実地調査では、早期的な注意報告などの運用システムによりリスクを評価している²⁵⁾。

信用評価カード方式は「非実地調査を基に実地調査を参考する」という基準を使用している。この方式では、企業の早期的な注

意報告システム、行為評価カードなどを使って貸出先の状態を管理している。

(4) 信用リスクの集中管理

銀行全体のリスクは集中管理されている。集中評価与信管理とは、原則として地域内の企業の与信評価を全体的に集中して貸出工場という部門で把握、評価している。また、担保の管理、貸出の実行、リスクの管理と監督、書類の管理などを全体的に集中して管理を行っている。この方法により、銀行の運営コストを減少させ、操作リスクも軽減することができる(図 5-4 参照)。

6. おわりに

本稿では、日本の不良債権問題や信用リスク管理と比較しながら、中国商業銀行の不良債権問題と信用リスク管理について考察してきた。以下では、本稿のまとめとしてこれまでの考察を踏まえ、両者の信用リスク管理に関する相違点を挙げ、今後の中国商業銀行の信用リスク管理のあり方について述べる。

日本と中国の信用リスク管理における相違点としては、まず第1に、不良債権の債権者区分に関しては、2でみたように中国の2番目の関

注（日本語では要注意先，以下要注意先とする）は不良債権となるリスクのある債権である。日本における不良債権の定義は，銀行法におけるリスク管理債権，金融再生法における金融再生法開示債権があり，このどちらにおいても3か月以上延滞債権は不良債権に分類されている。したがって，中国では，銀行による信用リスク管理の与信判断の段階で潜在的なリスクを過小評価する可能性があり，潜在的な不良債権が顕在化する可能性が高いと言える。

第2に，中国でも，日本と同様で地域環境，業務環境などを与信の判断としているが，信用力を判断する基準はまだ十分に整っていない。日本ではバブル経済崩壊後，経済が長期低迷を続け，大企業の倒産や経営悪化によるリストラが頻発した。その後，与信の管理を重視してきた。中国では，計画経済の影響もあり与信の体系を整備するのが遅れ，銀行の与信体系は未だ不完全である。

第3に，中国では，商業銀行の経営者の重「形式」・軽「実効」の意識的傾向，貸出の評価方法とリスク計測方法の脆弱さ，信用リスクの管理部門で専門的な人材の不足，与信先の情報の収集と管理体系の不完備などの課題を抱えていることも指摘できる。

以上の課題を解決するため中国の商業銀行の信用リスク管理の今後のあり方について考えると，例えば，①新たな評価方法，リスク計測方法を導入すること，②リスク管理部門，人材を育成すること，③統合的な管理用のデータを構築すること，④事後管理システム，再生支援システムを構築すること，などを挙げることができる。

最後に，本研究で十分に検討できなかった点として，1点目は，中国で公表されている文献とデータの制約の問題である。本研究では，個別銀行のリスク管理に関する資料を入手することができたが，今後はさらに金融機関へのヒア

リング等を行うことでより中国の信用リスク管理の実態を捉えたいと考えている。2点目は，中国商業銀行が信用リスク管理の中でどのような計測手法やモデルを使用しているか，どのように評価しているかなどについて理論的・実証的研究を取り上げたい。3点目は，中国においても新しく適用されるバーゼルⅢが商業銀行のリスク管理に及ぼす影響についても検討する必要があると考えている。

注

- 1) 企業の過大な設備投資について詳しくは，関（2016）p. 42を参照。
- 2) 具体的には，①過剰生産能力の解消，②不動産在庫の解消，③レバレッジの解消，④企業のコストの削減，⑤有効供給の拡大の供給側改革の5大任務である。詳しくは三菱UFJ銀行（2016）を参照。
- 3) 不良企業の整理などの重点経済政策について詳しくは，三浦（2017）p. 2を参照。
- 4) 本論文での中国商業銀行とは，国有商業銀行，株式制商業銀行，都市商業銀行などのことである。
- 5) この関注債権の額は2017年2月末の数値である。詳しくは中国銀行業監督管理委員会（2016）を参照。潜在的な不良債権問題について詳しくは，中田（2016）p. 2を参照。
- 6) 中国の不良債権の分類について詳しくは，中田（2016）p. 7を参照。
- 7) 日本の非金融企業の負債残高について詳しくは，経済産業省（2017）p. 86を参照。
- 8) バブル期の日本の非金融企業債務状況について詳しくは，関（2015）p. 127を参照。
- 9) 不良債権の会計上の処理については，天谷（2012）p. 46を参照。
- 10) 不良債権の証券化について詳しくは，中田（2016）p. 8を参照。
- 11) 不良債権の株式化について詳しくは，中田（2016）p. 7参照。
- 12) 金融リスク防止の重点政策について詳しくは，三浦（2017）p. 1を参照。
- 13) 信用リスクの定義について詳しくは，可児（2016）p. 14を参照。
- 14) 中国商業銀行の信用リスク管理の経緯について詳しくは，趙薇・鄭宏宇（2015）p. 107を参照。
- 15) KMVモデルは米国のKMV会社により作られたモデルである。RAROCについて詳しくは，魏（2017）を参照。
- 16) 早期是正措置が実行されるのは，直接的には銀行の自己資本比率が下落することが引き金となるが，銀行の不良債権が拡大する時機に，こうした自己資本比率が低下する主な原因は，貸出債権の

- 劣化による貸倒償却の発生や貸倒引当金の積増しによるものである。
- 17) 自己査定制度とは、銀行が自らの保有する貸出債権に対してその質についての査定を行うものである。
- 18) 信用リスクに対する内部格付手法には、さらに基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法に分けられる。
- 19) 「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」通達の内容について詳しくは、金融監督庁(1999)を参照。
- 20) 金融庁は2017年12月15日、新たな検査・監督の考え方を発表した。そこでは、金融機関へ「金融検査マニュアル」2018年度終了をめどに廃止する、厳格な資産査定で財務健全化を迫った従来の手法を改め各機関の経営判断を尊重して改善を促す方針を明確にした。毎日新聞(2017)の記事からの引用。
- 21) 三菱UFJ銀行(Mitsubishi UFJ Financial Bank)は三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の都市銀行である。日本3大メガバンクの1つで、2018年4月1日より、銀行名が「三菱東京UFJ銀行」から「三菱UFJ銀行」に変更された。
- 22) 中国建設銀行(China Construction Bank)は1954年10月1日に設立された。当時の名称は中国人民建設銀行で、1996年3月26日、中国建設銀行に名称を変更した。
- 23) CROはChief Risk Officeの略。
- 24) ここでは定性分析の格付基準のみを説明し、定量分析は省略している。これについては、中国建設銀行(2009)を参照。
- 25) 実地調査とは、企業の現場で財務状況、経営状態などを実地調査することであり、非実地調査とは、計測ソフトウェア、評価体系システムなどを利用して、企業の経営状態を分析することである。
- 経済産業省(2017)『White Paper on International Economy and Trade』
- 関 辰一(2016)「中国で深刻化する過剰債務問題—潜在不良債権比率と不良債権規模の推計—」『環太平洋ビジネス情報RIM』日本総合研究所, Vol. 16, No. 62
- 関 辰一(2015)「限界に向かう中国の企業債務拡大—日本のバブル期と似た様相—」『環太平洋ビジネス情報RIM』日本総合研究所, Vol. 15, No. 57
- 関根栄一(2015)『中国における金融改革—銀行業を中心に—』『金融』全国銀行協会, 9月号
- 高安健一(2007)「中国における国有商業銀行改革と金融資本市場の発達」『環太平洋ビジネス情報RIM』日本総合研究所, Vol. 7, No. 27
- 中田理恵(2016)「中国不良債権問題の現状と解決への課題」大和総研
- 日本銀行(2002)「不良債権問題の基本的な考え方」毎日新聞(2017)「金融庁「検査マニュアル」廃止へ個別に改善促す」12月15日付
- 三浦祐介(2017)「中国における金融リスクの動向—高まる信用リスクと複雑化するシャドーバンキング」みずほ総合研究所
- 三菱UFJ銀行(2012), (2017)「ディスクロージャー誌」
- 三菱UFJ銀行(2016)「中国の「供給側改革」の下で新展開を迎えた国有企業改革」『経済マンスリー』
- 〈中国語文献〉
- 殷治平(2003)「商業銀行集中管理不良資産問題の思考」『南方金融』第9期
- 王淳・史旭(2008)「信息技术在商业銀行信用风险管理中的应用」『金融论坛』第8期
- 魏国雄(2007)『信贷风险管理』中国金融出版社
- 趙薇・鄭宏宇(2015)「中美商业銀行信用风险管理的比较分析」『东北师大学报(哲学社会科学版)』第6期
- 中国銀行業監督管理委員会(2016)「四半期主要な監督指標データ」
- 中国建設銀行(2009)『中国建設銀行信貸業務手引き』中国金融出版社
- 中国建設銀行(2013)『小企業客户经理岗位培训材料』
- 中国建設銀行(2017)「中国建設銀行資本充足率報告書」
- 茆訓誠(2013)『信贷风险度量及管理』上海財経大学出版社
- 熊利平・蔡幸(2012)「基于隐含不良贷款率加强商业銀行信用风险判断的研究」中国銀行業監督管理委員会『中国銀行業監督管理委員会工作論文』第9期

参 考 文 献

- 安部健一郎(2003)「中国の銀行監督制度」『国際金融』外国為替貿易研究会, 第1106号
- 天谷知子(2012)『金融機能と金融規制—プルーデンスシャル規制の誕生と変化』金融財政事情研究会
- 伊藤 修(2010)『バブルと金融危機の論点』日本経済評論社
- 可児 滋(2006)「金融リスクがすべてわかる本」日本評論社
- 金融監督庁(1999)「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」
- 桑田良望(2011)『2011年版中国の金融制度と銀行取引』みずほ総合研究所